

# 外国人県民実態調査事業 受託者募集要領

## 1 業務概要

### (1) 業務名

外国人県民実態調査事業

### (2) 業務内容

別添「外国人県民実態調査事業 委託要綱」のとおり

### (3) 委託の規模

14,014 千円（消費税及び地方消費税を含む）以内。

※なお、政令第 167 条の 16 第 1 項に規定する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし、愛知県財務規則第 129 条の 3 の各号いずれかに該当する場合は契約保証金の全部または一部を免除する。

### (4) 委託期間

契約締結日から 2027 年 2 月 26 日（金）まで

### (5) 委託費の支払条件

精算払

## 2 応募資格

次の（1）から（5）のいずれの要件も満たしている法人又はその他団体とする。

- (1) 企画提案書提出期限の時点において、令和 8・9 年度愛知県入札参加資格者名簿「(大分類) 03 役務の提供」のうち「(中分類) 07 調査委託」に登録されている者であること。
- (2) 企画提案書の受付期間において、愛知県から入札参加資格(指名)停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 <一般競争入札の参加者の資格>の規定に該当しないこと。
- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 愛知県内に事業所又は活動拠点を有していること。

### 3 選考方法

#### (1) 審査

- ア 別に設置する「外国人県民実態調査事業受託者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、期限までに提出された企画提案書について、書面審査により5件を選定した後、プレゼンテーションによる審査を行い、最優秀企画提案者を1者選定する。
- イ 審査結果は、確定後、速やかに企画提案者全員に文書で通知する。
- ウ 本審査で選定された提案者を受託候補者とし、愛知県と受託候補者両者により委託内容を協議の上、合意に至った場合に契約を締結する。なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議を行う。また、期待する内容の提案がない場合には、全者不採用とする場合もある。
- エ プレゼンテーション当日の資料は、企画提案書とし、追加資料は認めない。また、プロジェクター等の機器は使用しない。なお、出席者は企画提案書記載の担当者を含む最大3名までとする。
- オ プレゼンテーションは1者約20分(説明10分、質疑10分)を想定し、順次個別に行う。なお、プレゼンテーション時間は変更される場合もある。
- カ 審査の会場、日時等の詳細は後日連絡する。

#### (2) 審査基準

選定委員会において、以下の項目等を基に総合的な評価・審査を行う。

##### ア 実施主体について

- (ア) 事業を円滑に遂行できる体制となっているか(総括責任者や業務担当者にふさわしい経歴や実績をもつ者を配置しているか、適正な実施体制・人員数となっているか等)。
- (イ) 本業務と同種・類似した業務の実績があり、成果を上げているか。

##### イ 事業内容について

- (ア) 実態調査の実施について
- ・ 委託要綱を踏まえた提案内容となっているか。
  - ・ 調査のスケジュールが妥当かつ実現可能なものであるか。
- (イ) わかりやすい調査票及び回答用ウェブページの作成について
- ・ イラストの挿入やレイアウトを工夫する等、調査回答者が回答しやすいようなわかりやすい調査票及び回答用ウェブページが提案されているか。
- (ウ) 実現可能な目標回収率及びそれを達成するための取組について
- ・ 目標回収率をどの程度に見込み、その回収率を達成するための工夫が提案されているか。
  - ・ 目標回収率の実現可能性が示されているか。
- (エ) 調査結果の分析手法について
- ・ 調査結果をわかりやすく、かつ、有効に活用するための分析手法が提案されているか。

#### ウ 経費見積書について

見積項目が具体的に示され、経費は業務量、内容に見合った適正かつ妥当なものとなっているか。

#### (3) その他

審査の内容、結果についての問い合わせには一切応じないものとする。また、異議申立ても一切認めないものとする。

### 4 企画提案

1者につき1つの企画提案に限る。

#### (1) 提出書類

別紙「企画提案書 作成要領」に基づき、以下の書類を作成・提出すること。

- ア 様式 1：提案応募書
- イ 様式 2：業務実施体制
- ウ 様式 3：実績報告書
- エ 様式 4：社会的価値の実現に資する取組に関する申告書
- オ 様式 5：事業実施提案書
- カ 任意様式：支出計画書（経費見積書）

#### (2) 提出期限

2026年4月17日（金）午後5時まで（必着）

#### (3) 提出場所

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室（ヤマグチ）  
TEL：052-954-6138（ダイヤルイン）

#### (4) 提出方法

上記(3)の提出場所に持参、郵送（書留郵便に限る）又は宅配便により提出すること。  
その他の方法（電子メール、ファクシミリ等）による提出は不可とする。

#### (5) 提出部数

9部（正本1部、副本8部）

#### (6) 応募に関する問合せ先

本業務に関し質問等がある場合には、電子メールで、2026年4月10日（金）午後5時まで受け付ける。質問等への回答は社会活動推進課 多文化共生推進室の Web ページ（トップページ）に掲載する。

電子メールアドレス：tabunka@pref.aichi.lg.jp

（件名を「外国人県民実態調査に関する質問」とすること。）

## 5 注意事項

- (1) 企画提案書の提出は、1者1案とする。
- (2) 応募資格を有しない者の応募や、提出物に不備がある場合は、受理しない。
- (3) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 提出書類の作成及び提出に必要な経費については、各応募者の負担とする。なお、提案された企画提案書は返却しない。
- (5) 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。
- (6) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。提出後に企画提案の応募を取り下げの場合は、速やかに多文化共生推進室まで連絡するとともに、文書で愛知県知事あてに通知すること。
- (7) 受託後の企画提案書に記載された実施体制（総括責任者、業務担当者）の変更は原則として認めない。
- (8) この要領に定めるもののほか、選定実施に係る必要な事項は、県が決定する。
- (9) 契約より前に、本件業務のために行った準備行為等に係る費用がすでに発生している場合、提案者はその費用を県に請求できない。

## 6 説明会の開催

応募希望者を対象に、次のとおり説明会を開催する。説明会への参加は必須ではないが、可能な限り出席すること。なお、欠席により不利益を受けても県はその責任を負わない。

- (1) 日 時：2026年4月3日（金）午後2時から（予定）
- (2) 場 所：オンライン（Microsoft Teams を利用）
- (3) 参加申込：2026年4月2日（木）午後5時までに、電子メールで、件名を「外国人県民実態調査説明会の参加申込み」として、団体名・連絡先・参加人数を明記の上、多文化共生推進室宛て（前記4(6)参照）に送信すること。